



平成 18 年 8 月 18 日

各 位

東京都新宿区西新宿一丁目 25 番 1 号
株式会社ビジネスバンクコンサルティング
(URL <http://www.bbank.co.jp>)
代表者名 代表取締役社長 大島 一成
(コード番号:3719)
問合せ先 取締役管理本部長 宮武 晴明
電話番号:03-3343-6680

当社子会社に係る訴訟の経過に関するお知らせ

当社子会社である株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパン(以下「UCJ」といいます)は、平成18年1月20日にお知らせいたしましたとおり、有限会社ティー・ピー・ジーより訴訟を提起されておりましたが、当該訴訟の経過について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の経過

有限会社ティー・ピー・ジーが、同社とUCJの間で締結された平成17年6月28日付貸付債権等譲渡契約書に基づき、UCJに対し貸付債権等の受け取りと代金55億4000万円の支払いを求めておりましたが、有限会社ティー・ピー・ジーは、平成18年8月16日付けの内容証明郵便で債権譲渡契約を解除いたしました。従いまして、UCJとしては債権の売買代金債務55億4000万円については遡及的に解消いたしました。

当該訴訟についても有限会社ティー・ピー・ジーは、現在の請求を維持することは出来ないこととなります。

以 上

ご参考



平成 18 年 1 月 20 日

各 位

東京都新宿区西新宿一丁目 25 番 1 号

株式会社ビジネスバンクコンサルティング

(URL <http://www.bbank.co.jp>)

代表者名 代表取締役社長 大島 一成

(コード番号 : 3 7 1 9)

問合せ先 管理部マネージャー 中本 文太

電話番号 : 03-3343-6680

当社子会社に係る訴訟の提起に関するお知らせ

当社子会社である株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパン（以下「UCJ」といいます）は、平成 17 年 12 月 27 日付にて訴訟の提起を受けました（訴状送達は平成 18 年 1 月 11 日）ので下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 訴訟の原因および提起に至った経緯

有限会社ティー・ピー・ジーが、同社と UCJ の間で締結された平成 17 年 6 月 28 日付貸付債権等譲渡契約書に基づき、UCJ に対し貸付債権等の受け取りと代金 55 億 4000 万円の支払いを求めておりました。UCJ としては履行義務がないと認識しており折衝してまいりましたが、この度有限会社ティー・ピー・ジーは UCJ に対して訴訟を提起しました。

2. 訴訟を提起した者

- (1) 名 称 有限会社ティー・ピー・ジー 代表取締役 中島 龍成
- (2) 所在地 東京都港区虎ノ門一丁目 2 番 8 号

3. 訴訟の内容

売買契約の履行請求（代金 55 億 4000 万円の支払い）

（売買契約の履行を求める訴訟であり、仮に請求どおりの判決が下された場合、UCJ は債権を購入することとなります。その債権の価値（回収額又は転売価額）と購入額の差額が UCJ の利益または損失となります。なお、当該貸付債権の評価は現在調査中であります。）

4. 今後の見通し

UCJ は、上記の貸付債権等譲渡契約書の規定に基づき、売買契約の履行義務は UCJ にはないことを争う方針です。UCJ の主張が裁判所に受け入れられるか否かは、現段階では明らかではありません。UCJ の主張が裁判所に受け入れられない場合は、貸付債権等譲渡契約書の対象である債権の価値（回収額又は転売価額）と購入額の差額が UCJ の利益または損失となります。

本件による当社業績への影響は現段階では明らかではありません。影響が出ることとなった場合には、速やかにお知らせ致します。

以 上